

2019年8月29日

自民党看護問題小委員会
委員長 田村憲久様

令和2年度 予算編成に向けた要望書

一般社団法人 看護系学会等社会保険連合
代表理事 山田 雅子



一般社団法人看護系学会等社会保険連合（看保連）では、看護の診療報酬体系の充実・適正化を目指して、49の看護系学会・団体で学術的根拠に基づいた議論を重ねております。

これまでの診療報酬改定において、看護の「つなぐ」機能に着目し、医療と介護の切れ目のない提供体制の構築や、効果的なチーム医療の推進に対する評価を要望してまいりました。人口構造が変化するこれからは、多様化する患者・利用者・家族の立場に真に寄り添い、医療の場から人々の暮らしを「支える」看護機能も重要であると認識しています。

そこで、令和2年度予算編成にあたっては、多様化する人々の共生社会の実現のため、看護の「つなぐ」「支える」機能を十分に発揮できるよう、以下3点の重点要望へのご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

重点要望 1. 健康の回復および疾病の進行や重症化予防に貢献する看護ケア実践への評価

がん・認知症・慢性腎臓病などの長期にわたる療養が必要な患者や、糖尿病をもつ妊婦らは、早い段階から、疾病の進行を予防するための支援や、社会の中でより良く生きるための支援が必要です。こうした患者が、安全に治療を受けられるよう看護師が支援したり、専門性の高い看護師らが早い段階で患者・家族と出会い、相談・調整・指導といった役割を円滑に発揮する必要があります。このような看護ケア実践をスムーズに提供できるような仕組みの強化を要望します。

<令和2年度診療報酬改定に向けた看保連要望内容>

1) がん対策

- ①患者の療養と生活を支えるため、「B001-9 療養・就労両立支援指導料」を見直す。
- ②抗悪性腫瘍薬投与の暴露対策実施に対する評価を新設する。

2) 妊産婦・褥婦へのケア

- ①在宅妊娠糖尿病指導管理料の期間を産褥期（産後12週以内）まで拡大する。
- ②C101-3在宅妊娠糖尿病指導管理料の施設基準に、医師、看護師、助産師、保健師、管理栄養士が適切に配置する。
- ③助産師外来・院内助産の有効活用に伴う「ハイリスク妊娠管理加算」「ハイリスク分娩管理加算」等を増点する。
- ④アドバンス助産師による訪問看護への評価を新設する。

3) 認知症をもつ方へのケア

①「A247 認知症ケア加算」の算定対象を拡大する（認知症高齢者の日常生活自立度判定基準ランクⅢ以上→ランクⅠ以上の患者へ拡大）。

②地域型認知症疾患医療センターの人員配置に、看護師を専従で配置する。

4) 慢性腎臓病患者へのケア

①慢性腎臓病の患者に対する透析予防指導管理料を新設する。

②慢性腎臓病専門チームによる指導管理への評価を新設する。

5) 看護師によるリハビリテーションの強化

①「H001 脳血管疾患等リハビリテーション料」施設基準に専門看護師等を追加する。

②急性期医療における看護師のリハビリテーション参画への評価を検討する。

重点要望 2. 地域包括ケアの推進に貢献する看護ケア実践への評価

あらゆる発達段階にある人が地域の中でより健康に暮らしていくことを支えます。とくに次世代育成の視点から、子どもが社会の中で健全に育まれることを目指し、小児虐待や医療的ケア児をめぐる支援を厚くすることを要望します。また、疾病の多様化に伴って増える在宅医療へのニーズに、きめ細やかに対応できる訪問看護サービスの充実を要望します。

<令和 2 年度診療報酬改定に向けた看保連要望内容>

1) 小児虐待対策

①要支援児童と家族に関する専門の対策チーム設置への評価を新設する。

2) 医療的ケア児対策

①「A246-3 入退院支援加算 3」新生児集中治療室における人員要件を変更する。

②診療報酬上でも重症児の居宅外訪問が可能となる仕組みを新設する。

③訪問看護を受けている児の外来受診への訪問看護師同席に対する評価を新設する。

④「機能強化型訪問看護管理療養費 1・2」の小児受け入れ要件を変更する。

⑤小児への長時間訪問看護加算の算定対象の拡大と算定回数制限を撤廃する。

3) 移行期支援

①小児慢性特定疾病児童に対する成人移行期支援対策チーム設置への評価を新設する。

②退院困難な患者への退院から 1 か月以内の外来での在宅療養支援に対する評価を新設する。

4) 訪問看護への評価の見直し

①「訪問看護情報提供療養費 1」について、児童虐待等の情報が提供できる仕組みを新設する。

②「訪問看護情報提供療養費 2」について、義務教育諸学校在籍月以外の算定や、養護教諭等との連携で算定できるよう見直す。

③「訪問看護情報提供療養費 3」について、訪問看護から入院・入所先に情報提供を行った場合も算定できるよう見直す。

④「訪問看護療養費」に係る別表第 7 又は第 8 の算定対象を追加する。

⑤特別訪問看護指示書を月 2 回交付できる対象者ががん末期以外のターミナルケア等の患者を追加する。

重点要望 3. 効果的・効率的な医療に貢献する看護ケア実践への評価

医療需要が高まるなか、効率的な医療の提供や地域格差の解消に貢献できる遠隔モニタリングのさらなる活用を要望いたします。また、不妊治療におけるカウンセリングや、手術に関する術前外来や看護師配置の検討など、効率的かつ患者・家族への安心を提供できる看護の体制強化を要望します。

1) 遠隔モニタリングの活用

- ①「C103 在宅酸素療法指導管理料」遠隔モニタリング加算の引き上げ、算定回数を拡大する。
- ②「C101 在宅自己注射指導管理料」への遠隔モニタリング加算を新設する。

2) 不妊治療を支える

- ①不妊治療における指導管理への評価を新設する。

3) 周手術期を支える

- ①専門の研修を受けた看護師による手術前外来への評価を新設する。
- ②高度急性期病院の手術室看護師の定数配置を検討する。

以上